



▶ 被災者の生活の維持のために必要な物資(食料等の生活用品等)の調達・供給は、防災基本計画第2編 各災害に共通する対策編に基づき実施。

物資の種類	担当省庁	主要な物資	主な関係団体等
給水	厚生労働省	飲料水	周辺自治体水道局
医薬品等		一般薬、紙おむつ、マスク等	日本OTC医薬品協会、日本製薬団体連合会、日本医療機器産業連合会、日本医薬品卸売業連合会等
食料等	農林水産省	即席めん類、おにぎり、缶詰等	各種食品産業関係団体等
生活必需品	経済産業省	仮設トイレ、トイレペーパー、毛布等	什器・備品レンタル協会、日本家庭紙工業会、日本毛布工業組合等
燃料(石油・石油ガス等)		ガソリン、軽油等	石油連盟、全国石油商業組合連合会、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)等
貸出用機材の種類	担当省庁	主要な物資	
通信機材	総務省	貸出用災害対策用移動通信機器(衛星携帯電話、MCA端末、簡易無線機)を備蓄	

※物資の調達・供給に係る、関係機関等の基本的な対応については、P.O.Oの体制に基づき実施。

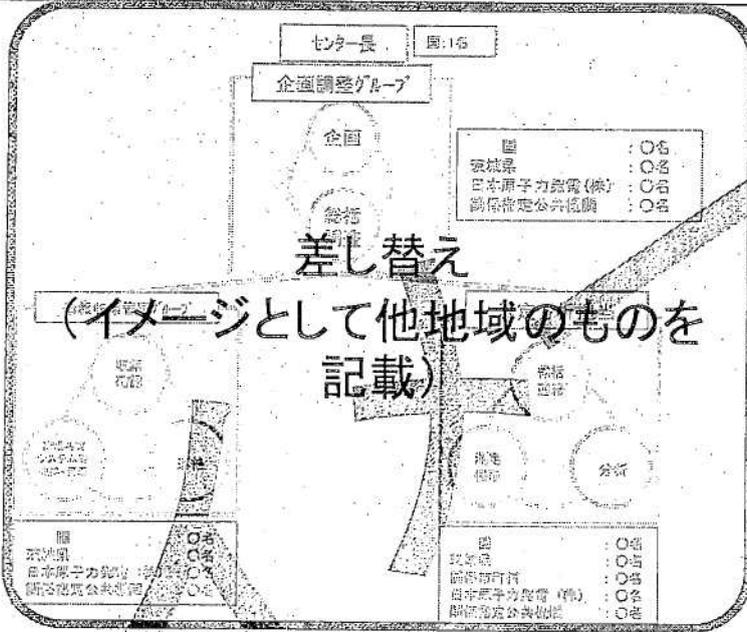
## 8. 緊急時モニタリングの実施体制

# 緊急時モニタリングセンターの体制



(8-1)

- ▶ 国は、施設敷地緊急事態に至った原子力施設の立地道府県に緊急時モニタリングセンター(EMC)を設置する。
- ▶ 緊急時モニタリングセンターは、オフサイトセンターに、センター長、企画調整グループ及び情報収集管理グループを、環境放射線監視センターに測定分析担当の要員を配置し、緊急時モニタリング活動を実施する。
- ▶ 東海・大洗原子力規制事務所に上席放射線防災専門官1名を配置し、緊急時モニタリング体制を強化。



### 企画調整グループ

緊急時モニタリングの企画調整を担い、緊急時モニタリングセンター内の活動に対する監督を行う。

### 情報収集管理グループ

中央との情報共有システムを維持・管理するとともに、緊急時モニタリングデータの一元的管理等を行う。

### 測定分析担当

現地における測定、環境試料の採取及び分析を行う。

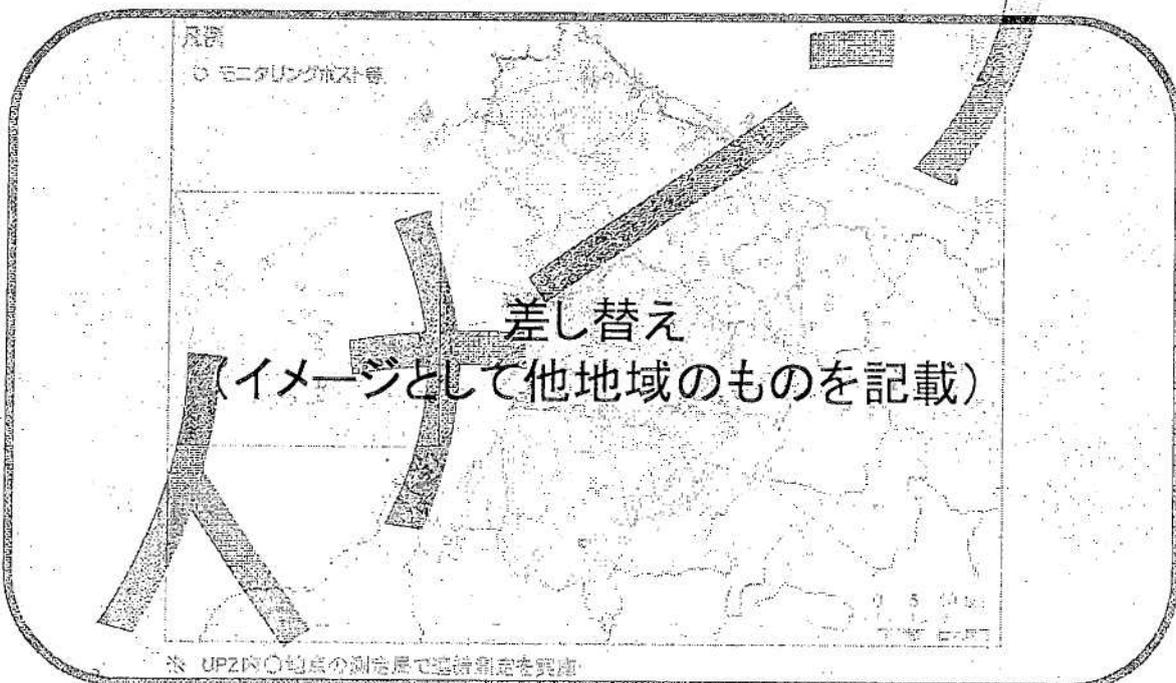
- ※ 要員数は交代要員を含む
- ※ 国の要員は、国から委託を受けた民間の機関含む
- ※ 茨城県及び原子力事業所の要員数は、茨城県のモニタリング計画等に基づく

# 東海第二地域の空間放射線量率のモニタリング体制

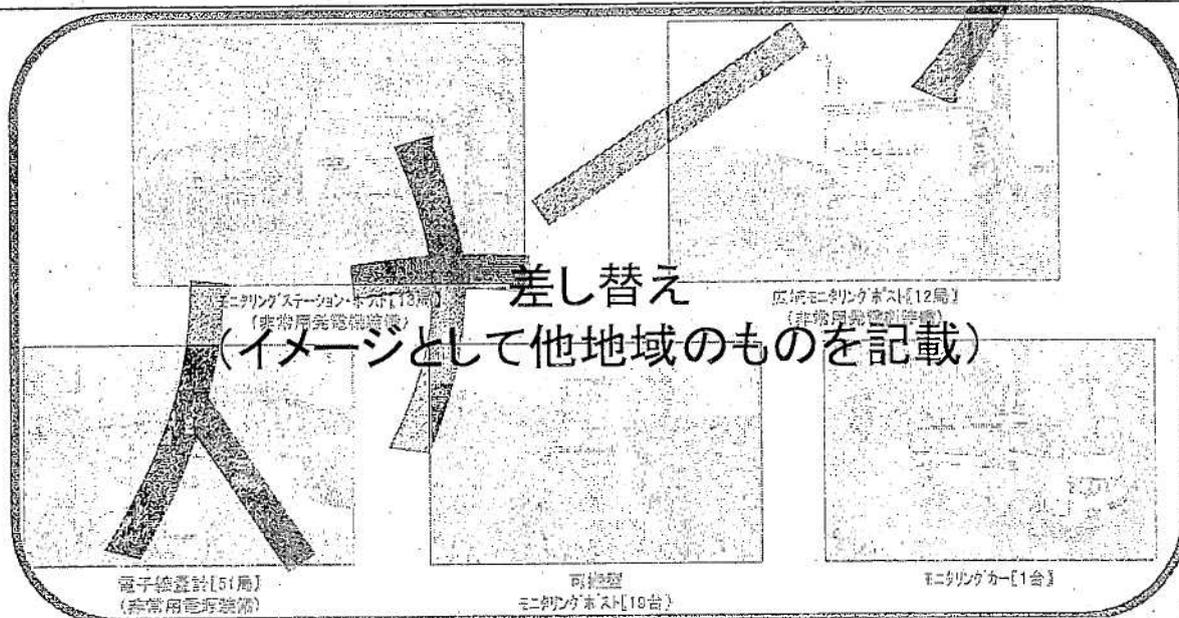


(8-2)

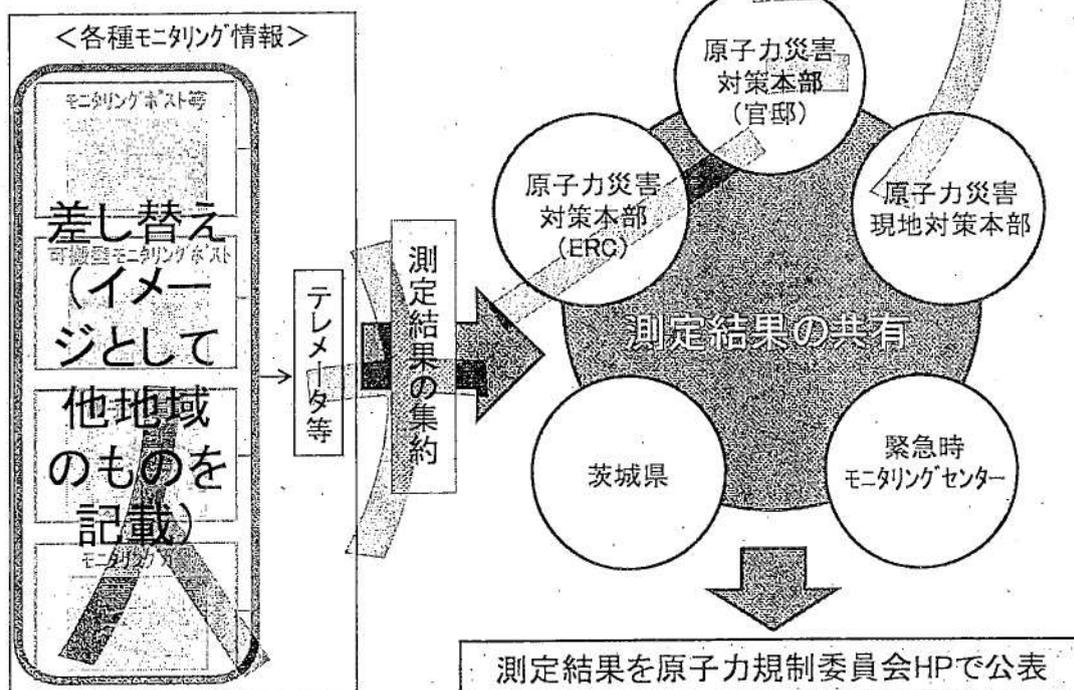
- ▶ 東海第二発電所周辺の14市町村に、緊急時モニタリング地点105地点を設定し、防護措置の実施判断に係る測定を実施。
- ▶ 発電所敷地内及びPAZ内では、○局の測定局で連続測定を実施。



- ▶ モニタリングステーション、モニタリングポスト、簡易型電子線量計
- ・モニタリングステーション及びモニタリングポスト〇局(茨城県(モニタリングステーション51局、簡易型電子線量計46局)、原子力事業所3局、日本原子力発電(株)〇局)で、発電所周辺地域の放射線量、放射性物質濃度を測定
- ※電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施
- ・万一、モニタリングステーション等が使えなくなった場合等に備え、可搬型モニタリングポスト6台を配備
- ・放射線量、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカー2台を配備



- ▶ 緊急時モニタリングの結果は、緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムにより集約、EMC等の関係機関と共有し、防護措置の実施判断に係る検討に活用するとともに、ホームページにより公表。



- 施設敷地緊急事態に至った際における、モニタリングの実施項目等は、茨城県が策定している「茨城県緊急時モニタリング計画」を踏まえ、国が「緊急時モニタリング実施計画」により定める。なお、同実施計画は、事態の進展に応じて、随時、改定を行う。
- 緊急時モニタリングは、当該実施計画に基づき緊急時モニタリングセンターが主体となって実施する。また、UPZ外、海域及び空域等の広域のモニタリングについては国が中心となって原子力事業者等の協力を得て行う。
- 緊急時モニタリングセンターでは、防護措置の実施判断のため空間放射線量率の測定を優先して行うとともに、大気中の放射性物質濃度測定、飲食物に係るスクリーニング等を行う。



【記載する項目の例】

＜実施項目＞

- モニタリングの路線
- 固定局モニタリングホストの測定間隔の変更
- 必要に応じた可搬型モニタリングホストの設置
- モニタリングカーによる測定の実施
- ヨリ線カウンターの設置
- 飲食物に係るスクリーニング等

＜留意事項＞

- 緊急時モニタリングセンター（測定官等）
- 国立研究開発法人等

＜情報共有／報告の体制＞

＜注意事項＞

【その他添付資料等の例】

- 測定項目一覧
- 地図及び観測局等の地点図

**差し替え**  
**（イメージとして他地域のものを記載）**

- 防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき、平成27年1月に原子力規制委員会は「緊急時モニタリングに係る動員計画」を策定した。
- 緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の動員についてあらかじめ準備すべき事項、動員の要請の手順等を定め、要員及び資機材の円滑な動員に資することを目的とする。

＜概要＞

原子力災害対策指針においては、緊急時のモニタリングの実施に当たって、国、地方公共団体及び原子力事業者は、目的を共有し、それぞれの責任を果たしながら、連携し、必要に応じて補い合うこと、関係指定公共機関は専門機関として国、地方公共団体及び原子力事業者による緊急時モニタリングを支援することとされている。

動員計画においては、緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の円滑な動員に資するため、

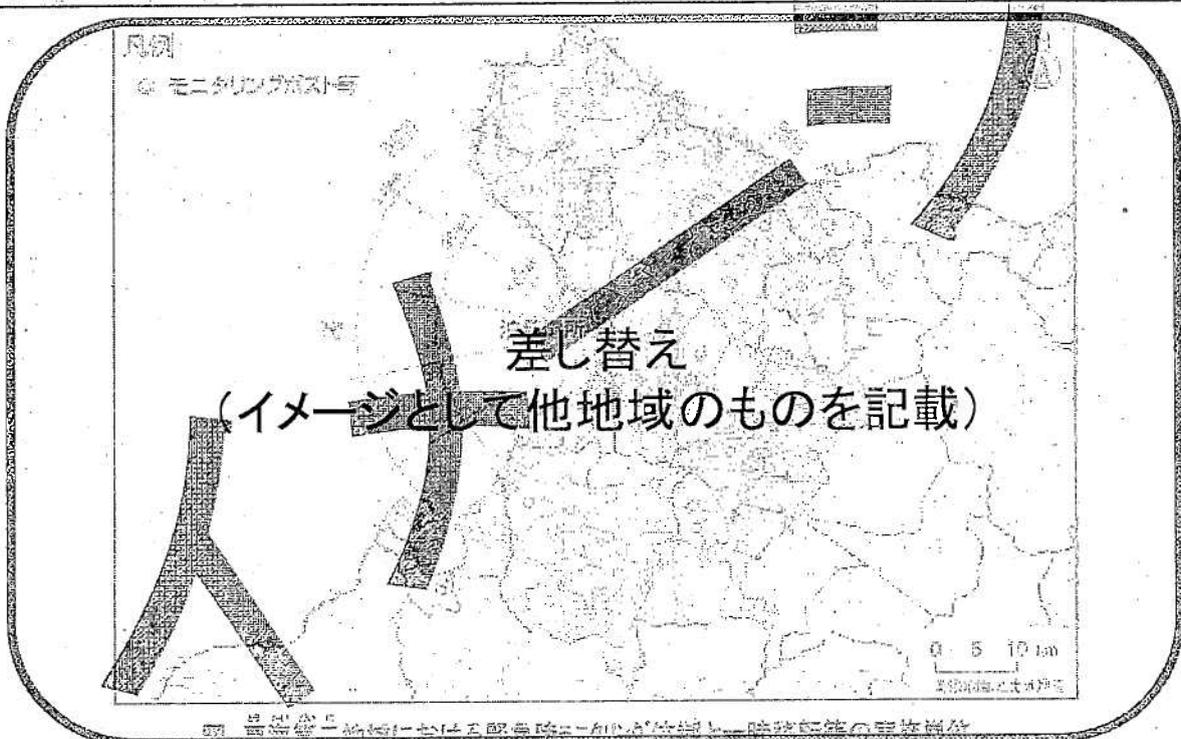
- 地方公共団体、原子力事業者、関係指定公共機関等（以下「関係機関」という）から動員可能な要員及び資機材の情報の調査方法
- 上述の情報の更新の方法
- 緊急時モニタリングセンター、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部（全面緊急事態においては、原子力災害対策本部）事務局及び関係機関の調整プロセス等について規定。

関係機関の保有資機材数  
(平成26年度調査による。茨城県・日本原子力発電(株)を除く。)

	可搬型 モニタリングホスト	モニタリングカー
国	35台	10台
道府県	○台	○台
原子力事業者	○台	○台
関係指定 公共機関	21台	5台

※ 各資機材については保有数を記載。

固定観測局については、そこで測定された実測値に基づいて迅速に防護措置を講ずる区域を特定できるよう、設置されることが必要であり、茨城県では既設モニタリングポスト等の値に基づき一時移転等を実施する範囲を関連付けている。既設モニタリングポスト等の全てについて電源・通信の多重化対策をするとともに、既設モニタリングポスト等の故障等に備え、可搬型モニタリングポスト等を保有している。



日本原子力発電(株)は、原子力災害対策指針に基づき、以下のとおり敷地内においてモニタリングを実施。

モニタリングステーション及びモニタリングポスト

- ・モニタリングステーション及びモニタリングポスト(計〇局)で、発電所敷地境界付近の放射線量を測定
- ・モニタリングステーション(〇台)で、発電所敷地境界付近の放射性物質濃度測定用の試料を採取
- ※電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施
- ・万一、モニタリングステーション等が使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポストを別途配備(〇台)

可搬型モニタリングポスト

- ・施設敷地緊急事態が発生した場合、可搬型モニタリングポスト(〇台)を設置して、モニタリングステーション等とあわせて原子炉格納施設を囲む〇箇所の放射線量を測定

さらに、モニタリングカー(〇台)、可搬型モニタリングポスト及びサーベイメータ等を搭載する車両(〇台)を配備

また、日本原子力発電(株)は、茨城県地域防災計画に基づき茨城県へモニタリングカー(〇台)、可搬型モニタリングポスト(〇台)等の貸与等を行う。



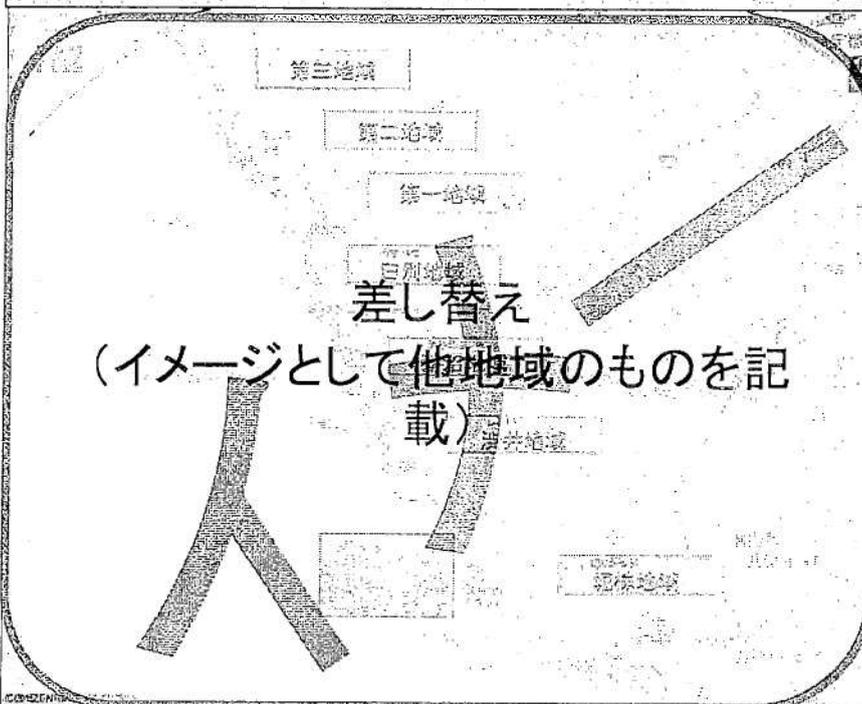
## 9. 原子力災害時の医療の実施体制 (安定ヨ素剤・避難退域時検査・簡易除染を含む)

101

### PAZ内住民に対する安定ヨ素剤の事前配布

内閣府 (9-1)

- ▶ 茨城県及び東海村、日立市、那珂市では、安定ヨ素剤及び乳幼児向けのゼリー状安定ヨ素剤の事前配布に係る住民説明会を開催し、事前配布を実施。平成29年〇月〇日現在、〇人に事前配布しており、ひたちなか市は、市単独で事前配布を実施。
- ▶ ひたちなか市は、市単独で事前配布を実施。



市町村	対象住民数	事前配布数
東海村	〇人	〇人
日立市	〇人	〇人
ひたちなか市	〇人	〇人
那珂市	〇人	〇人
合計	〇人	〇人

<安定ヨ素剤事前配布説明会>  
医師、県及び関係市村職員により、安定ヨ素剤の効能や服用時期など、事前配布に際し知っておくべき事項を説明し、安定ヨ素剤を配布

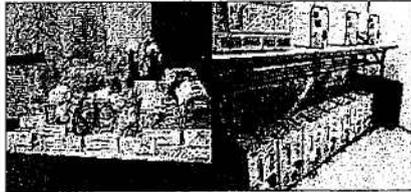


102

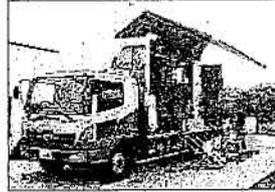




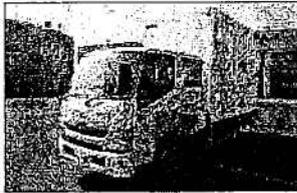
- ▶ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構は緊急時において、原子力緊急時支援・研修センター（茨城）が窓口となり、国及び関係自治体の要請に基づき、避難退域時検査場所における検査指導等の協力を実施するとともに、検査等に関する資機材、車両による支援も実施。また、オフサイトセンターや緊急時モニタリングセンター（EMC）等へ専門家を派遣。



放射線防護資機材



移動式体表面測定車



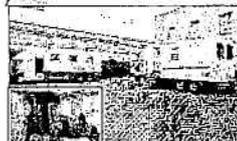
資機材運搬車



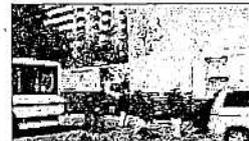
移動式全身測定車



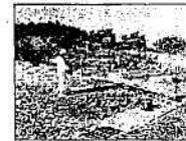
※平成23年東日本大震災時における国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の活動



作業員の内部被ばく測定



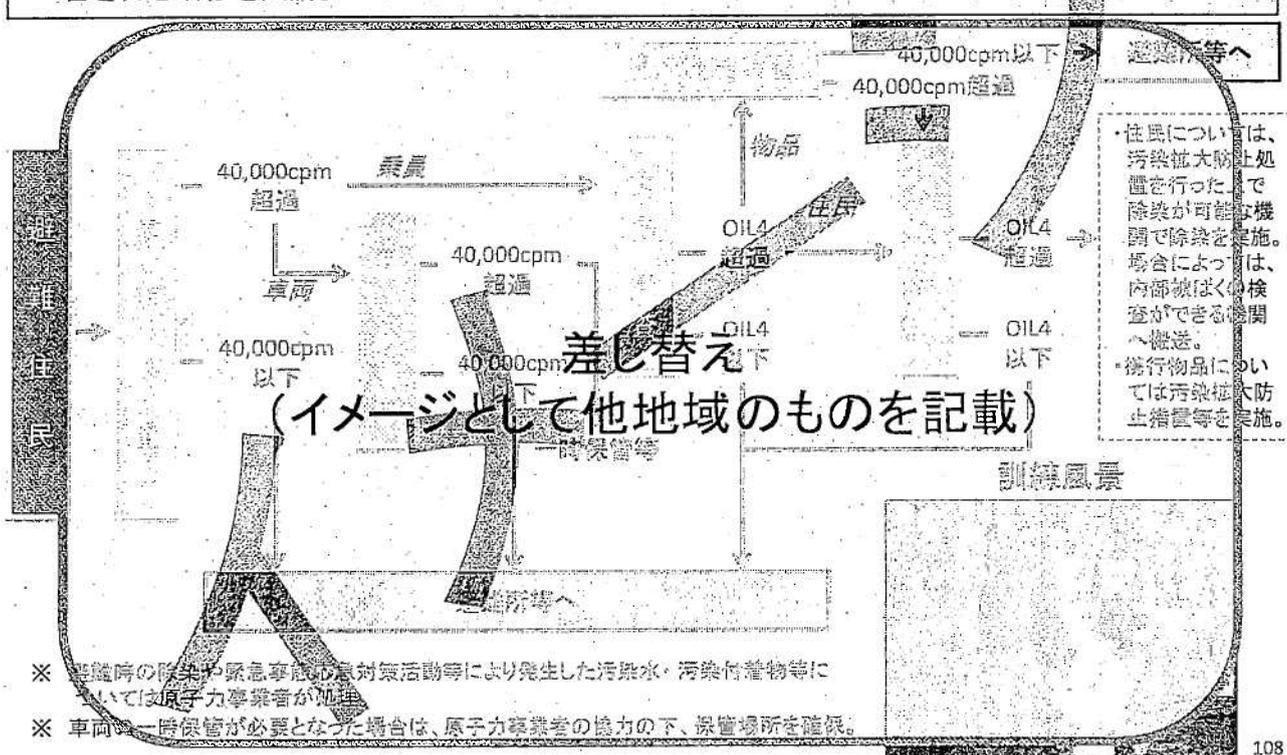
緊急被ばく医療のための受入体制構築



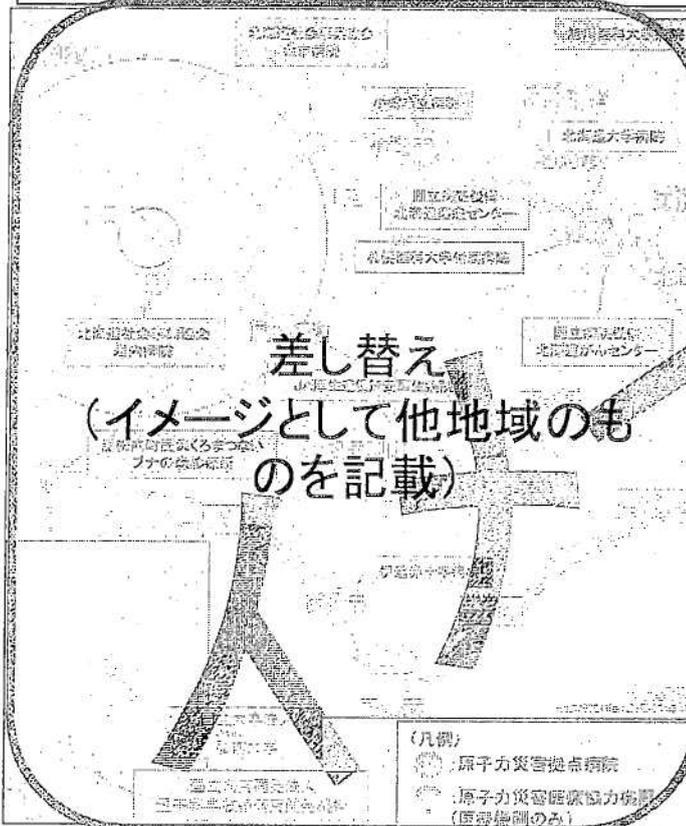
緊急時モニタリング

避難退域時検査場所における活動基本方針

- ▶ 避難退域時検査は、茨城県、原子力事業者、関係機関等の要員により実施。
- ▶ 検査要員は、検査及び簡易除染が実践できるよう、放射線の基礎等の講義及び機器の取り扱い実習を含む研修を受講。



▶ 放射性物質による汚染や被ばくの状況に応じて、下図の医療体制により、適切に対応。



高度被ばく医療支援センター及び  
原子力災害医療・総合支援センター ※国が指定  
【国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、公立大学  
法人福島県立医科大学等が実施】

原子力災害拠点病院では対応できない高度専門的な診療を  
行うほか、原子力災害拠点病院等での診療に対して専門的  
助言を行う。また、原子力災害医療・総合支援センターは原子  
力災害医療派遣チームの派遣調整を行うほか、平時から原子  
力災害拠点病院へ研修、指導、助言を行う。

支援

原子力災害拠点病院 ※県が指定  
【巨大国公立病院、国公立病院、国公立がんセンター、  
大学附属病院、公立大学附属病院】

原子力災害時において、汚染の有無にかか  
わらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場  
合には適切な診療等を行う。

協力

原子力災害医療協力機関 ※県に登録  
【○医療機関 ○団体】

原子力災害医療や立地道府県等が行う原子  
力災害対策等を支援する。

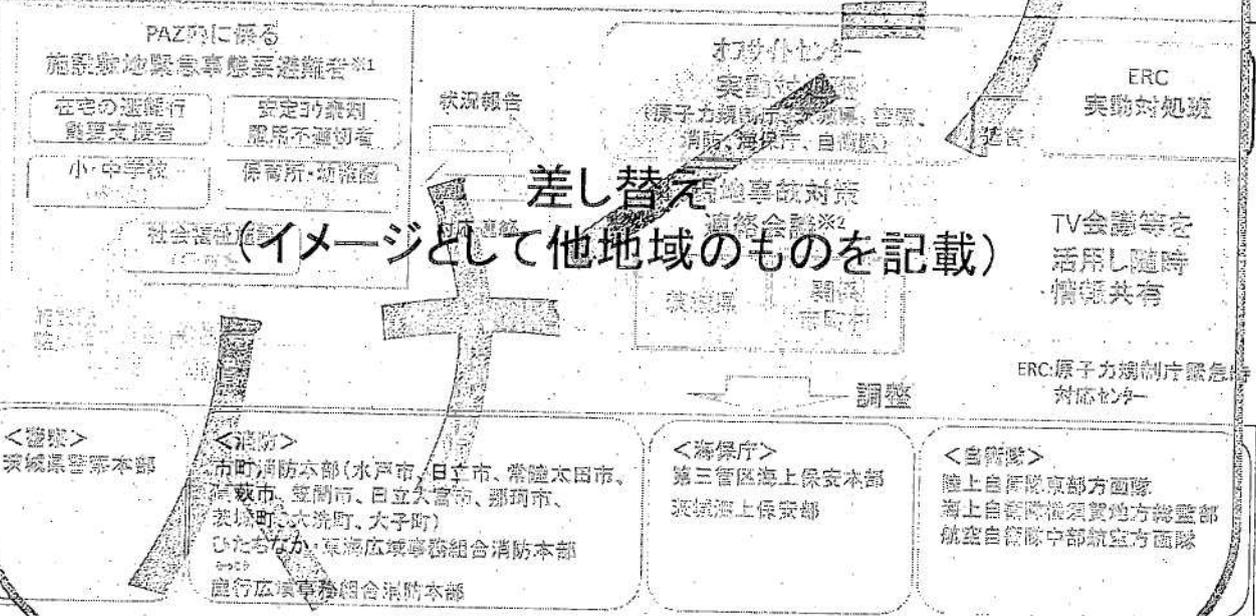
## 10. 実動組織の支援体制





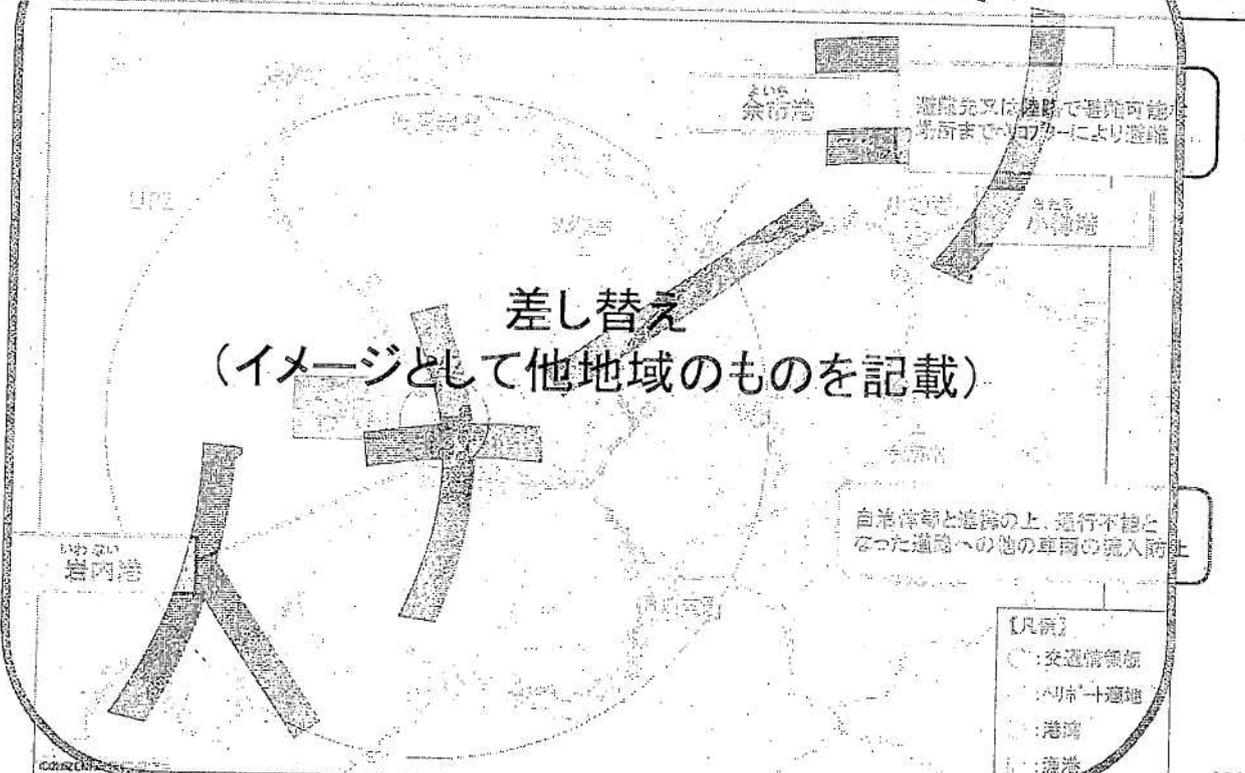
施設敷地緊急事態の時点でPAZ内の施設敷地緊急事態要避難者の避難が開始されることから、茨城県又は関係市町村で避難手段の確保が困難になった場合に備え、現地事故対策連絡会議を開催するとともに、オフサイトセンター実動対応拠点を設置(対象となる要員は、必要に応じ施設敷地緊急事態に至る前から体制立ち上げ)。施設敷地緊急事態以降、原子力緊急事態の解除までの間、継続して対応を実施。

※ オフサイトセンター実動対応要員参集前に各種要請があった場合は、ERC実動対応班が連絡・調整を実施  
 → 不測の事態における茨城県、関係市町村からの各種支援の要請に対し、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が連携のうえ、迅速な対応体制を構築



※1 全面緊急事態においては、PAZ内の一般住民、ORによる防護措置実施時にはPAZ内のうち対象地域の住民等を対象  
 ※2

自然災害等により、避難経路等を使用した車両等による避難ができない場合は、茨城県及び関係市町村からの要請により、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)による各種支援を必要に応じて実施。



茨城県と関係市町村との調整を踏まえ、必要に応じ広域に

要調整

- ✓ 現地派遣要員の輸送車両の先導
- ✓ 避難住民の誘導・交通規制
- ✓ 避難指示の伝達
- ✓ 避難指示区域への立ち入り制限等

- ✓ 避難行動要支援者の搬送の支援
- ✓ 傷病者の搬送
- ✓ 避難指示の伝達

- ✓ 巡視船艇による住民避難の支援
- ✓ 緊急時モニタリング
- ✓ 漁船等への避難指示の伝達
- ✓ 海上における警戒活動

- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 被害状況の把握
- ✓ 避難の援助
- ✓ 人員及び物資の緊急輸送
- ✓ 緊急時の避難退城時検査及び簡易除染
- ✓ 人命救助のための通行不能道路の警備作業

差し替え

(イメージとして他地域のものを記載)